

# 3つの給付金についてお知らせします。

給付金専用ダイヤル ☎ 0537<sup>29</sup>7913

開設期間：6月23日(月)～10月31日(金)午前9時～午後5時※平日のみ

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられましたが、所得の低い人や子育て世帯への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給するものです。

## ◆臨時福祉給付金・・・・・・・・・・1万円

### ○支給対象者

- 平成26年度分の住民税が課税されていない人が対象です。  
ただし、次の人は除きます。  
▷課税されている人に扶養されている場合  
▷生活保護を受けている人など

### ○支給額

- ▷1人につき1万円(1回限り)  
▷下記の《加算対象者は》1人につき5000円を加算。  
・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者※1  
・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者※2  
※1 平成26年4月または5月に年金を受給している人が対象です。  
※2 平成26年1月分の手当などを受給している人が対象です。

表1 住民税が課税されない所得水準の目安

▼給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入)
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦+子1人	168.3万円
夫婦+子2人	209.9万円

▼公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入)
単身	65歳以上 148万円
	65歳未満 98万円
夫婦	65歳以上 192.8万円
	65歳未満 147万円

## ◆子育て世帯臨時特例給付金・・・・・・・・・・1万円

### ○支給対象者

- 次のどちらの要件も満たす人が対象です。  
①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給  
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表2の限度額目安未満かどうか)  
※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5000円を支給しているものです。

### ○対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。  
ただし、次の人は除きます。  
▷「臨時福祉給付金」の対象となる児童  
▷生活保護を受けている世帯の児童など

### ○支給額

対象児童1人につき1万円(1回限り)

表2 児童手当の所得制限限度額

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入)
1人	875.6万円
2人	917.8万円
3人	960万円

## ◆御前崎市子育て世帯臨時給付金・・・・・・・・3000円

### ○支給対象者

「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらかを受給できる人が対象です。

### ○支給額

対象児童1人につき3000円(1回限り)  
※公務員の人は申請方法が異なります。市役所ホームページを確認の上、申請してください。

## 申請方法

### 対象になりそうな人には、6月下旬に申請書を送付します。

申請書が届いたら7月1日から10月1日までに申請してください。  
※10月1日を過ぎると申請できません。

申請方法：郵送申請または窓口申請

申請会場：静岡県原子力広報研修センター(市役所西側)1階101会議室

受付時間：平日午前9時から午後3時まで

提出書類：申請書、本人確認ができるもの、振込口座のわかるもの

担当：福祉課 ☎ 0537<sup>85</sup>1120・1121